

「くまもと環境賞」表彰要項

（目的）

第1条 この要項は、より豊かな環境の保全・創造に関する活動に顕著な功績があり、広く他の模範となるものに対し、その功績をたたえるため表彰することにより、その活動の一層の発展を図るとともに、その意識や活動をより多くの県民へ広げ、ひいては生活の豊かさと環境とが調和したより豊かな環境の保全・創造に資することを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、次の事項に該当するものとする。

(1) 表彰の対象となる活動の種類が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 再生可能エネルギーの活用など地球温暖化対策に係る取組
- イ 地域におけるバイオマスの活用や3R等の推進に係る取組
- ウ 地域の自然環境を守り次世代へ継承する取組
- エ 地下水、川、海にかかる水の保全等に係る取組
- オ 環境教育・学習及び普及啓発に係る取組

(2) 表彰の対象となる活動の内容（以下「活動内容」という。）が、次のいずれかに該当するもので、他の模範となり、推奨できるものであること。

- ア 多年にわたり活動を行い、安全かつ快適でより豊かな環境の保全・創造に関する功績が顕著であるもの
- イ 安全かつ快適でより豊かな環境の保全・創造に関する学術調査又は研究開発を行ったもの
- ウ 安全かつ快適でより豊かな環境の保全・創造に関する技術の開発・製品化及び技術・製品の先導的導入・普及を行ったもので、その実績が明らかであるもの
- エ 国際交流を通して、より豊かな環境の保全・創造に努めたもの

(3) 対象活動を行った期間が次に掲げる期間以上であること。

- ア 個人にあっては5年以上
- イ 団体にあっては3年以上
- ウ 教育機関にあっては3年以上
- エ 事業者にあっては3年以上

(4) 第3条第1項第1号に規定する「くまもと環境賞」では、対象活動の内容に、計画性、独自性・先進性、具体的効果がみられ、今後の継続性、発展性が見込まれること。

(5) 第3条第1項第1号に規定する「くまもと環境賞 地域貢献賞」では、対象活動の内容に、計画性と継続性、並びに地域への高い貢献がみられること。

（表彰の種類）

第3条 くまもと環境賞は、「くまもと環境大賞」、「くまもと環境賞」、「くまもと環境賞 奨励賞」、「くまもと環境賞 地域貢献賞」及び「くまもと環境賞 永年活動表彰」として表彰する。

(1) 「くまもと環境大賞」は、「くまもと環境賞」の受賞者の中から、特に優れた功績を有するものであって、「熊本らしさ」があり、全国でアピールできる取組であるか、という観点から選考する。

また、「くまもと環境大賞」に次ぐ取組と認められる場合は「くまもと環境大賞 特別賞」として表彰することができる。

(2) 「くまもと環境賞」は、以下の部門ごとに表彰する。

ア 「くまもとゼロカーボン賞」 (再生可能エネルギーの活用など地球温暖化対策に係る取組)

イ 「くまもと循環型社会賞」 (地域におけるバイオマスや3R等の推進に係る取組)

ウ 「くまもと自然共生賞」 (地域の自然環境を守り次世代へ継承する取組)

エ 「くまもと水の国賞」 (地下水、川、海にかかる水の保全等に係る取組)

オ 「くまもと環境教育賞」 (環境教育・学習及び普及啓発に係る取組)

(3) 「くまもと環境賞 奨励賞」は、「くまもと環境賞」に選考されなかったものの中で、特に、今後の「発展性」が期待できるものについて表彰する。

(4) 「くまもと環境賞 地域貢献賞」は、上記(1)から(3)とは別に、多年にわたり地域内で環境を守る活動を行ってきた個人または団体を表彰する。

(5) 「くまもと環境賞 永年活動表彰」は、くまもと環境賞を受賞後、10年以上、環境の保全・創造に関する活動を続けた個人又は団体を表彰する。

(被表彰者の資格)

第4条 表彰を受けることができるものは、熊本県内において事業所等を有する企業、教育機関その他の団体又は県内に在住若しくは在勤する個人とする。

なお、「くまもと環境賞」及び「くまもと環境賞 地域貢献賞」については、「くまもと環境賞 奨励賞」を受賞したものを除き、同一の功績で、知事表彰制度、大臣表彰制度等により過去に県又は国により表彰を受けたことのあるものは、表彰の対象としないが、「くまもと環境賞 奨励賞」及び「くまもと環境賞 地域貢献賞」を受賞したものが、「くまもと環境賞」の各部門賞を受賞することは可能とする。

また、平成3年度から平成22年度まで実施した「くまもと環境賞」及び平成23年度に実施した「くまもとストップ温暖化大賞」を受賞した者についても、受賞時と同一の功績では、表彰の対象としない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状等を授与して行う。

(表彰の時期等)

第6条 表彰は、原則として、毎年6月の環境月間の期間中に行うものとする。

また、表彰の効果を高めるため、別途イベント等において表彰者の発表の場を設けることに努めるものとする。

(候補者の推薦方法)

第7条 「くまもと環境大賞」者の推薦は、次により行うものとする。

(1) 「くまもと環境賞」を受賞した者については、自薦又は他薦ができるものとする。

(2) 推薦者は、推薦調書(別紙様式)に必要事項を記入の上、事務局へ電子メール又は郵送等により提出するものとする。この際、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

第7条の2 「くまもと環境賞」及び「くまもと環境賞 地域貢献賞」の候補者の推薦は、次により行うものとする。

(1) 推薦は、自薦又は他薦とする。

(2) 推薦者は、推薦調書(別紙様式)に必要事項を記入の上、事務局へ電子メール又は郵送

等により提出するものとする。この際、必要に応じて参考資料を添付するものとする。

（被表彰者の決定）

第8条 被表彰者の決定は、次の手順により行うものとする。

- (1) 「くまもと環境大賞」については、4年に1度、1団体程度とし、別紙1「くまもと環境大賞」評価基準により環境生活部長が候補者を選考した結果を踏まえ、知事が熊本県環境審議会の意見を聴いた上で、功績が顕著であると認めた者を被表彰者に決定する。
- (2) 「くまもと環境賞」、「くまもと環境賞 奨励賞」及び「くまもと環境賞 地域貢献賞」については、別紙2「くまもと環境賞」評価基準及び別紙3「くまもと環境賞 地域貢献賞」評価基準によりくまもと環境賞検討委員会が候補者を選考した結果を踏まえ、知事が熊本県環境審議会の意見を聴いた上で、功績が顕著であると認めた者を被表彰者に決定する。

（事務局）

第9条 表彰に関する事務は、環境生活部環境局環境立県推進課において行う。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則この要項は、平成 6年11月11日から施行する。

附則この要項は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附則この要項は、平成14年 1月 7日から施行する。

附則この要項は、平成15年12月24日から施行する。

附則この要項は、平成17年12月21日から施行する。

附則この要項は、平成19年 3月20日から施行する。

附則この要項は、平成20年12月24日から施行する。

附則この要項は、平成24年 6月14日から施行する。

附則この要項は、平成25年 8月12日から施行する。

附則この要項は、平成29年11月13日から施行する。

附則この要項は、平成30年12月 6日から施行する。

附則この要項は、平成31年（2019年）3月26日から施行する。

附則この要項は、令和 2年（2020年）3月 9日から施行する。

附則この要項は、令和 4年（2022年）3月10日から施行する。

附則この要項は、令和 5年（2023年）4月 3日から施行する。

附則この要項は、令和 7年（2025年）9月26日から施行する。

「くまもと環境大賞」評価基準

1 評価方法

「くまもと環境大賞」候補者の選考にあたっては、候補者の業績を次の「2 評価について」に基づき、「3 参考項目」の点数を参考に合議により、原則として1候補者を選考する。

ただし、「くまもと環境大賞」に次ぐ取組と認められるものについては、「くまもと環境大賞 特別賞」の候補とすることができる。

2 評価について

特に優れた功績を有するものであって、「熊本らしさ」があり、全国にアピールできる取組であるか。

3 参考項目

別紙2「2 評価基準」

「くまもと環境賞」評価基準

1 評価方法

「くまもと環境賞」候補者の選考にあたっては、候補者の業績を次の「2 評価基準」の点数を基に合議により、原則として各部門 1 候補者を選考する。

ただし、「くまもと環境賞」に選考されなかったもので、特に、今後の「発展性」が期待できるものについては、「くまもと環境賞 奨励賞」の候補とすることができる。

2 評価基準

評価項目		評価内容	配点
【活動期間】		・ 対象となる活動を何年継続しているか。 (活動の中断を除いたその活動の継続年数)	3 点
【活動状況】	計画性	・ 活動の目的が明確であるか。 ・ 活動が計画的・継続的に行われているか。 ・ 活動期間内に評価・改善がなされているか。	3 点
	独自性 ・ 先進性	・ 活動内容に本県の地域特性等に応じた独自性があるか。 ・ 活動内容に時代の変化を捉えた先進性があるか。	5 点
	具体的 効 果	・ 活動の効果が他団体や他の地域など広域に及んでいるか。 ・ 活動が環境の保全・創造に効果があるか。	5 点
【今後の 継続性 ・ 発展性】	今後の 継続性	・ 活動方針が明確で、規約等が整備されているか。 ・ 活動が、安定しており、継続的な活動が見込まれるか。	3 点
	発展性	・ 活動の範囲が複数の市町村など広域に及ぶ可能性が見込まれるか。 ・ 活動を継続することで、新たな取組が実現する可能性が見込まれるか。	5 点

「くまもと環境賞地域貢献賞」評価基準

1 評価方法

「くまもと環境賞地域貢献賞」候補者の選考にあたっては、候補者の業績を次の「2 評価基準」の点数を基に合議により、原則として1候補者を選考する。

2 評価基準

評価項目		評価内容	配点
【活動期間】		・対象となる活動を何年継続しているか。 (活動の中断を除いたその活動の継続年数)	3点
【活動状況】	計画性	・活動の目的が明確であるか。 ・活動が計画的・継続的に行われているか。 ・活動期間内に評価・改善がなされているか。	3点
	貢献度	・活動が地域の環境保全に効果があるか。 ・活動が地域の環境保全の啓発・普及に貢献しているか。	5点
【今後の継続性】	今後の継続性	・活動方針が明確で、規約等が整備されているか。 ・活動が、安定しており、継続的な活動が見込まれるか。	3点